

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十三第

行發日一月二年六和昭

論叢

不動產貸營業の地方間課税 法學博士 神戸 正雄
幕末に於ける幕府產物會所設立計畫について 經濟學博士 本庄 榮治郎

時論

新地租方案を論ず 經濟學博士 汐見 三郎
率勢米價に就いて 經濟學士 蟻川 虎三

說苑

獨逸中工業金融機關との Industrieschaft 經濟學士 楠見 一正
米の銘柄別短期清算取引を評す 經濟學士 今西 庄次郎

雜錄

消費組合による米の配給 經濟學士 谷口 吉彦
段別割の存在理由 經濟學士 安田 元七
支那經濟の衰退とその復興問題 經濟學士 大上 末廣
近江日野町志を讀みて 經濟學士 菅野 和太郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
本誌第二十一卷乃至第三十卷論題索引

段別割の存在理由

安田 元七

序言

學界の一部に於ては、段別割を以て極めて原始的の制度とし、之を全廢せんとの聲を聞くのである。然れども我等實務者の眼より見れば、その廢止に反對するのみならず否進んで積極的にその存在の意義を明にしたいのである。以下段別割の存在理由を擧ぐれば次の如くである。

一、段別割の地方財政上の地位

段別割の財政收入上の價值の大でない事を以て、その廢止理由の一としてゐられる論者があるが私は異なる見解を抱くのである。今昭和四年度に於ける段別割の税額を見るに次の數字を得る事が出来る¹⁾。

團體	段別割税額	税收入合計額	段別割税額 ノ税收入合 計額ニ對ス ル千分比
道府縣	六五、四一 ^円	三三、九三、七二 ^円	二・五 [%]

段別割の存在理由

市	五七、四三	二六、六七、五四	四・三
町村	五、五〇、一九三	二八、三六、三六	一九・七
計	六三、〇二、九七	六四、〇三、九〇	一〇・〇
普通水利組合	九、二三、六八	一〇、七九、九八	八五・一
水害豫防組合	九六、〇〇	一、四六、三九	六七〇・三
總計	一六、九二、六四	六七、二〇、三三	二四・〇

段別割は道府縣及市にありては税收入合計額の千分の二乃至千分の四にして、其の財政收入上に於ける地位は云ふに足るべきものはない。然し町村にありては千分の二十を占め、更に普通水利組合、水害豫防組合等の公共團體にあつてはその税收入額の大半たる七、八割を段別割に俟つてゐる。論者或は水利組合の如き公共團體を考へないかも知れないが之を町村に就て云ふも段別割其の税額五百六十萬圓に近く税收入額の千分の二十を占めてゐる。故に財政收入上より論ずるも段別割にはかなりの注意を拂ふべきである。

市に就て見ても個別的に之を觀察すれば、北海道の諸都市及福岡縣の門司、若松、大牟田、八幡、戸畑等の諸市では段別割がかなりの重要性を有するを知る。

1) 内務省地方局、昭和四年度地方財政概要

缺點ありとするのである。蓋し山林原野のやうに價の少きものと、田畑宅地のやうに價の大なるものとを一緒に一率に課したり、齊しく田畑の中にも相當に價値に大小のあるのに、一率一體に課して居ては、到底不公平なものといはなくては濟まないからである。

然し課税の實際に就て之を見れば、田、畑、山林、原野等の地目の如何により課率を異にするは勿論一地目内に於ても土地の地位、收益(市街地に於ける宅地段別割の如き)又は受益の程度(町村の水利の爲にする段別割及水利組合の段別割等)の如何に依り等差を附して課するを一般の例としてゐる。

毎地目平均一円と云ふのは、私の解する所に依れば、一地目内での平均が夫々一円を制限とするの意味である。即ち地目の如何により課率を異にするは勿論、一地目内に於ても等差を附して課するは法の曲解にあらずして法の正當の解釋であると信ずる。

以上の解釋は私の獨斷ではなくして、法に於ても此の事を豫期してゐる。

段別割の存在理由

明治四十一年法律第三十七號「地方税制限ニ關スル件」第五條第三項に依れば

……地租附加税及段別割ヲ併課シタル場合ニ於テハ一地目ニ對スル賦課力制限ニ達シタルトキハ附加税力制限ニ達シタルモノト看做ス其ノ段別割ノミヲ賦課シタル場合ニ於テ一地目ニ對スル賦課力制限ニ達シタルトキ亦同シ

と云つてゐるが、此の規定は地目により課率を異にするを前提とした規定である。

明治三十七年「特別税反別割新設ノ際一二ノ地目ニ限り賦課スルモノ若ハ各地目ヲ通ジテ均一ノ賦課ヲ爲ストキ其理由記載ノ件通牒」に於ては

市町村ニ於テ特別税反別割ノ新設ヲ爲スニ當リ……各地目ヲ通シテ均一ノ賦課ヲ爲スモノ等有之是畢竟費途ノ關係苦ハ地益ノ多寡等反別割許可稟請ノ際往々何等理由ヲ記載セサル尙有之爲メニ一々照復ヲ要シ徒ニ事務ノ煩雜ヲ生シ候ニ付尙後右稟請ノ場合ニハ必ス其理由ヲ記載セシメラレ度依命此段及通牒候也

としてゐるが、之各地目に均一の賦課を爲すは寧ろ例外であるから之には確たる理由がなければならぬと云つてゐるのである。

段別割の存在理由

第三十二卷 四一四 第二號 一一八

更に明治四十一年「地方税制限ニ關スル心得方ノ件ニ付通牒」の中に於ても

段別割ノ許可稟請書附屬歳入一覽表中段別割ノ附記欄ニハ特ニ毎地目ニ對スル總段別平均一段歩當及總地租額一円當リヲモ記載セシメラレ度

と通牒してゐるが、之に於ても一地目の平均を問題としてゐるのである。

實例に就て之を見るに北海道にありては次の如き課率になつてゐる。

宅地	一等地	一坪平均	年税一錢六厘
	二等地	同	同 八厘二毛
	三等地	同	同 五厘二毛
	四等地	同	同 三厘二毛
	五等地	同	同 一厘四毛
田	一等地	一段歩平均	年税四十四錢
	二等地	同	同 三十八錢
	三等地	同	同 三十三錢
	四等地	同	同 二十八錢
	五等地	同	同 二十四錢
	六等地	同	同 二十錢

畑	一等地	一段歩平均	年税二十五錢
	二等地	同	同 二十一錢
	三等地	同	同 十八錢
牧場	四等地	同	同 十五錢
	五等地	同	同 十二錢
	六等地	同	同 十錢
	七等地	同	同 八錢
	八等地	同	同 六錢
山林原野	一等地	一町歩平均	年税十一錢
	二等地	同	同 十錢
	三等地	同	同 九錢
其他ノ土地	一等地	一段歩平均	年税七錢
	二等地	同	同 六錢
	三等地	同	同 五錢
其他ノ土地	一等地	一段歩平均	年税二十五錢
	二等地	同	同 十五錢
三等地	同	同 八錢	

市町村に於ても多くは此の例にならつてゐる。

一、宮崎縣兒湯郡東米良村

宅地	一段歩當リ	〇、一〇〇
田	同	〇、一二〇
畑	同	〇、一〇〇
燒畑	同	〇、一〇〇
山林	同	〇、一二〇
原野	同	〇、〇五〇

二、岐阜縣海津郡大江村

一、本村大字石龜大字外濱大字森下ノ區域内	田	一反歩ニ付	金四圓四十一錢
	畑	同	金一圓八十九錢
二、本村大字福江大字萬壽新田大字金廻ノ區域内	田	一反歩ニ付	金二圓八十錢
	畑	同	金一圓二十錢

三、福岡縣八幡市

地位、收益ヲ參酌シ等級ヲ設ケテ賦課ス。一個ニ付課率十六錢トス。

一等地	二〇〇個	二等地	一五〇個
三等地	一一六個	四等地	九三個
五等地	七〇個	六等地	五〇個
七等地	三三個	八等地	二三個

段別割の存在理由

九等地	一四個	十等地	一〇個
十一等地	三個	十二等地	一・七個
十三等地	〇・七個		

最後の八幡市の例では地目の如何を問はず却て地位收益の如何によつて等級を分けてゐるが、之はかくする事によつて却て負擔の公平を期するを得るが故である。之に就ては後に説明する。

三、段別割の存在理由

私は段別割の存在理由を次の三つの場合に分ち主張したいのである。

(一) 免租地段別割 北海道に於ける段別割は免租地が多い關係から、負擔均衡上并に財政收入上之を是認するの外はない。

今之を除外して考ふるも、現今府縣に於て段別割を賦課してゐるものは總て免租地に對して賦課してゐるのである。市にありても前記北海道の諸都市を除外しても、横濱、横須賀、川崎、新潟、神戸、廣島、丸龜小倉、門司、戸畑、那覇等の諸都市は此の例に屬する。

段別割の存在理由

地租條例第十六條第五項の規定に依れば、官有の水
面を埋立て又は干拓して民有地とする時には六十年の
免租年期を許可する。此の六十年の免租期間中の土地
に對して賦課するを各府縣并に前記の諸都市の反別割
の實例とす。新開地に對し國家が六十年の免稅の特典
を與ふるのは、開拓獎勵并に之に要した勞費に對す
る報償の意味であるが、之を地方財政の見地より見れ
ば相當收益をあぐる土地に拘らず地租を課せられざる
爲、他の地租を課せられ居る土地に對し負擔の均衡を
破る事となる。特に海岸通の埋築地等は埋立後數年な
らずして立派な住宅地として需要せらるゝを一般の例
となす。かゝる收益ある土地に對して、六十年間の免
租年期は過大の恩惠であると考へらるゝから、國家自
身としても考へ直さねばならないと思ふが、現に地租
條例に之を規定してゐる間は地方財政に於て負擔均衡
上之に對し課稅するは是認せらるべきものと信ずる。
更に府縣の實例に就て見れば、段別割の課率も埋立
又は干拓後の年限の如何により、或は地目成(宅地成、

第三十二卷 四一六 第二號 一三〇

畑成、田成、其の他)の如何により等差を設けて賦課し
てゐるが故に、公平課稅上の遺憾の點も補正せらるゝ
事と思ふ。

一、福岡縣

宅地成 一坪ニ付 年金一錢
其ノ他ノ土地 一反ニ付 年 免租年期五年
以上經過ノモ
ノ金八十錢
免租年期十五
年以上經過ノ
モノ金一圓

二、熊本縣

免租年期三十年以上經過ノモノ

一反歩ニ付 年 畑成 金五十錢
其ノ他 金一圓

免租年期十五年以上經過ノモノ

一反歩ニ付 年 畑成 金二十五錢
其ノ他 金五十錢

三、香川縣 新開免租年期中ニシテ五年以上經過シ

タルモノ

宅地、田、鹽田 一反歩ニ付 年金一圓

其ノ他ノ土地

金五十錢

又市に於ても門司の如く地位の如何により等級を分けて課税すれば公平課税上遺憾の點はない事と思ふ。

門司市

埋築免租地段別割

一等地	一ヶ月一坪ニ付	金一錢三厘
二等地	同	金一錢一厘
三等地	同	金八厘
四等地	同	金五厘
五等地	同	金三厘

(二)特殊の事情に依り地價が土地の負擔力に對し適正に定められてゐない時。(A)九州北部の新興都市(福岡縣の諸市)の如きでは、數十年前に定められた地價により賦課せらるゝ地租附加税を以てしては、當時田畑原野等の地目なりしもの、或は殆んど問題にならぬ程度の低地價の宅地が坪何十圓、何百圓とする市街地の中央となれる場所もあるべく、當時とは全く面目を一新してゐるが故に、土地の實際の負擔力に相應しない結果を生ずる。更に財政收入上から云つても地租附加税では大なる收入を豫期し得ない。従つて此等諸都市で

段別割の存在理由

は市街地を現今の地位収益の如何により、數等地に別ち段別割を賦課し却て土地の負擔力に相應するの課税を爲し、併せて財政收入上の要求をも満足せしめつゝある。前に例を示した福岡縣八幡市の段別割の如きは之である。國稅地租の課税標準が賃貸價格となり、眞に収益に適合するの課税が實現する曉は、かくの如き意味の段別割は消滅するであらう。(B)ある種目の土地の課税標準が過低に評定され居るのを平準する爲段別割を課するの例がある。國稅地租にて山林が過輕となつて居るといふならば、夫は夫にて整理を行ひ、附加税としては山林も其他の土地も一樣に課した方が穩當であらう。

(三)市町村の水利關係の費用及水利組合の費用の爲にする段別割。排水機、惡水排除の閘門、水害豫防の爲の堤防等の建設維持及用惡水路の新鑿等に要する費用は、此等營造物により管内田畑が、或は土地の高低により或は引水の便否によつて受くる利益の程度を異にするのであるから、受益の程度の如何により一等地よ

り數等地に別ち段別割の不均一課税を爲すを一般の實例としてゐる。前に示した岐阜縣海津郡大江村の例の如きは是である。

地價を異にする田畑と雖も排水、用水等により異なる利益の同一なる時には、その排水、用水に要した費用に對しては同様の負擔を爲すを正義公平に合せりと思ふ。従つて地租附加税によるよりは、段別割によつて受益の程度の如何により夫々等差を設けて負擔せしむるを至當とする。此處で問題となるは地價ではなく受益の程度の如何である。段別割の存在理由は前記の(一)(二)に於けるよりも此の(三)に於て其の重大性を見るのである。

其の他段別割を賦課するの理由は種々存するのであるが、私は以上の三つの理由を以て段別割の存在を主張したいと思ふ。その中(二)に述べた點は其際にも云つた如く國稅地租の課税標準が賃賃價格に改正せらるゝの曉は主張し難い事となる。然し(一)及(三)は國稅地租の改正如何に拘らず其の存在理由を主張しうと思ふ。

更に段別割に於て毎地目平均云々といふは、一地目の平均といふ意味であつて、地目により課率を異にするは勿論一地目内に於ても地位收益の如何により、受益の程度の如何により等差を附して課するを例とするから、公平課税上の缺點は充分辨解し得らるゝ事と思ふ。